

瀬戸市障害者地域自立支援委員会運営規則をここに公布する。

平成29年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第21号

瀬戸市障害者地域自立支援委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市障害者地域自立支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に規定する関係機関等（以下「関係機関等」という。）の業務において課題となった事項に関すること。
- (2) 地域の関係機関等の相互連携の構築に関すること。
- (3) 障害者等への支援に関する新たに取り組むべき地域課題に関すること。
- (4) 市から委託を受けた相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (5) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (6) 瀬戸市障害者福祉基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する計画及び法第88条第1項に規定する

計画をいう。)の進捗状況の評価、進行管理及び見直しに関すること。

(7) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 障害者

(2) 障害者団体の関係者

(3) 保健、医療、療育、教育、雇用、地域福祉又は権利擁護の関係者

(4) 障害福祉事業に関し学識経験のある者

(5) 障害福祉サービス提供事業者

(6) 行政機関の関係者

(7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 委員会は、専門的事項を協議する必要があるときは、委員以外の者に意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。